

高石市議会災害対策対応指針

1 基本方針

議会は、市民を代表する議決機関として重要な政策、計画、事業等並びに予算及び決算について市長とともに二元代表制の一翼を担い、市民の負託に応える役割を担っている。他方、大規模災害時にあっては、これらの本来的な機能とは別に、市長と連携し、非常時に即応した役割を果たすことが求められる。そのため、本市議会は、地震等大規模災害時の議会としての対応を、次のとおり定める。

- (1) 高石市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が迅速かつ円滑な応急対策に全力で専念できるよう大局的な見地から必要な協力、支援を行うこと。
- (2) 国、府、政党、関係公共機関等に適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組みをバックアップすること。
- (3) 広域的な応援体制が必要であると判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携すること。

2 災害時の対応の基本方針

- (1) 議会は、災害の状況に応じ市対策本部が行う災害対応に最大限の協力をする。
- (2) 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括にあたる。
- (3) 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対策等にあたり、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう努める。
- (4) 特に市対策本部設置期間においては、執行部が災害対応に専念できるよう会派及び議員からの要望は、緊急の場合を除き、高石市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を経由して提出する。

3 初動期（災害発生から概ね24時間が経過するまで）の対応

(1) 会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に災害が発生した場合は、必要に応じ、会議を休憩又は散会とするとともに、議会事務局職員に避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ② 委員会開催中における委員長についても、同様とする。

(2) 議員の対応

- ① 議員は、市内で震度6弱以上の地震が発生したときは、自ら議会事務局へ安否を連絡する。
- ② 議員は、地域における被災者の安全の確保や避難所への誘導等にできる限り協力する。

(3) 議会の対応

- ① 議会事務局は、議長及び副議長に被害及び市対策本部の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長（議長に事故等があるときは、副議長。以下同じ。）は、被害状況の報告を受け、必要があると判断したときは関係議員の参集を求めるとともに、災害対策会

議を設置するなどの対応を行う。

③ 議長は、災害対策会議を設置したときは、各議員及び市長に通知する。

4 参集又は活動時の留意事項

議員は、参集又は活動する場合、次の事項に留意し行動する。

(1) 服装・携行品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ及び筆記用具をできる限り携行する。また、個人用として食料や飲料水等を携行する。

(2) 交通手段

原則として徒歩、自転車又はバイクを利用する。

(3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇したときは、適切な措置をとる。

(4) 被害状況等の収集

被害状況や災害状況等情報収集に努め、必要に応じて災害対策会議に報告する。

5 初動期経過後の対応

(1) 議員の対応

① 議員は、自らの所在を議会事務局へ伝え、連絡体制を確立する。

② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会事務局に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援などの共助の取組みが円滑に行われるよう協力する。

(2) 議会（災害対策会議）の対応

① 議長は、被災情報を収集・整理し、市対策本部へ提供する。

② 議会事務局は、市対策本部からの情報を速やかに議長及び副議長へ報告する。

③ 議長は、会派又は議員に対し、収集・把握した災害情報を伝達する。

④ 議長は、被災の実情を踏まえ、国、府、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。要望にあたっては広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図って行う。

⑤ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。

附 則

この指針は、平成26年9月11日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年3月6日から施行する。

附 則

この指針は、令和7年7月1日から施行する。